

公立大学法人の利益処分に係る知事の承認について

1 知事の承認を受ける額の考え方

地方独立行政法人法第 40 条第 3 項の規定により、毎事業年度に生じた利益のうち知事の承認を受ける（＝目的積立金として整理する）額は、公立大学法人（看護大学法人）の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額であり、具体的には、次の考え方によるものとされている（「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」（以下「会計基準」という。）第 71<参考>）。

- | |
|---|
| (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益（自己収入による利益）は、経営努力により生じたものとする。 |
| (2) 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行った結果生じた利益は、原則として経営努力によるものとする。 |

2 岐阜県における経営努力認定の考え方（案）

基本的には会計基準どおり考えるものとし、本県における運営費交付金のルール（[資料 4-2](#)参照）を踏まえ、次のとおりとする（[資料 4-3](#)参照）。

- | |
|---|
| (1) 自己収入による利益のうち次に掲げるものは、経営努力により生じたものとする。 |
| ア 運営費交付金算定対象収入（授業料、入学金、入学検定料等）が見込額（平成 22 年度見込額で固定）を上回ったことにより生じた利益 |
| イ 運営費交付金算定対象外収入（文献複写料収入、受託事業収入等）から生じた利益 |
| (2) 普通運営費交付金（効率化対象経費）を財源として法人が本来行うべき業務を効率的に行った結果生じた利益は、原則として経営努力によるものとする。 |

本県における運営費交付金のうち普通運営費交付金〔効率化対象外経費〕及び特別運営費交付金については、用途を特定して交付するものであり、残余额は運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越されるため、利益は生じない。

また、普通運営費交付金〔効率化対象経費〕については、算定上毎年度 1%ずつ効率化することを見込んでいることから、法人が本来行うべき業務を行った結果収支均衡（利益・損失なし）であれば、法人の経営努力による効率化がなされたといえることができる。

したがって、本県における「中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行った結果生じた利益」とは、「普通運営費交付金〔効率化対象経費〕を財源として法人が本来行うべき業務を効率的に行った結果生じた利益」をいい、当該利益は、原則として経営努力により生じた額と認定することが妥当である。